

平成29年 第5回総会・会議録

1. 日 時 平成29年10月10日(火) 午前10時～10時45分

2. 場 所 小倉南区役所4階 特A会議室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 繁道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (3人)

9番 椰野 保博	26番 尾上 進	31番 三村 訓章
----------	----------	-----------

5. 事務局・出席職員

事務局長 森元 義男	係 長 橋本 浩司
主 査 奥 浩二	主 査 武智 良枝
主 任 泉 弘明	

6. 報告事項

報告第13号 非農地証明願について	2件
報告第14号 許可又は受理の取消願について	1件
報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	5件
報告第17号 公共事業に関する農地一時転用届出について	1件

## 7. 議案及び結果

議案第 18 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 19 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 20 号	農地転用事業計画変更申請承認について (5 条)	1 件
議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	6 件
議案第 22 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定 について	36 件

事務局長      おはようございます。ただ今より、平成 29 年第 5 回東部農業委員会総会を始めます。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。本日の出席状況は、3 人ご欠席でございますが、定足数には達しておりますこと、ご報告いたします。  
それでは会長よろしくをお願いいたします。

議長            ただ今より第 5 回総会を開会いたします。報告第 13 号から事務局説明をお願いします。

事務局          第 5 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。  
平成 29 年 10 月 10 日  
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 13 号 非農地証明願についてについて  
<第 1, 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 14 号 許可又は受理の取消願について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてについて  
<第 1 ~ 6 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、6 件ご報告いたします。

報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第1～5項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5件ご報告いたします。

報告第17号 公共事業に関する農地一時転用届出について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご報告いたします。

議長

ただ今、報告第13号から17号まで報告しましたが、本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

<第1,2項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2件ご審議お願いいたします。

議長

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

八木田委員

第1項につきましては、対象農地が譲受人の白石さんの自宅から近く、耕作にも意欲的で問題ないと思われま

古海委員

ちょっとよろしいですか。第2項については、該当者が猟友会メンバーなので聞いてみたところ、三宅さんは将来のために権利取得しておく、当分は引き続き戸根さんが作る、ような話でした。だから当面耕作放棄地になる心配はないようですが、申請自体どうなのでしょう

議長

申請に至るまでは途中の経緯があったのですが、最終的には営農計画書も提出されておりますし、地元委員も問題がないということで申請をあげています。他にご意見等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第18号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

<第1,2項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2件ご審議お願いいたします。

議長 引き続き第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

中村調査長 調査会の結果を報告いたします。現地は旧空港隣接地で、周囲の環境からみても何ら問題がないということで、許可相当であるという結果が出ています。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご意見ご質問等はございますか。  
(異議なしの声)

議長 異議は無いようですので、議案第19号につきましては、許可相当と決定いたします。  
続きまして議案第20号「農地転用事業計画変更申請承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地転用事業計画変更申請承認について、5条分でございます。  
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞  
以上、1件ご審議お願いいたします。

議長 本件につきましては、地元矢野委員さんから報告をお願いします。

矢野委員 それでは、変更について説明いたします。平成28年12月22日に太陽光発電設備を設置する目的で許可があった事業です。パネルを設置する部分が農地部分と山林、原野などの農地以外の部分に分かれていました。  
この農地以外の部分は、排水を既存の水路に放流する計画でしたが、傾斜地のため地元の強い反対があり、既存水路に放流できなくなりました。そこで、地元と協議を重ねた結果、農地以外の部分に配水管を設置し、新たに設ける調整池(5条で申請している農地)を經由して井手浦川へ放流することで合意をいたしました。  
隣地承諾及び水利承諾も出ており、計画変更は妥当と判断いたしました。以上です。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございますか。  
(異議なしの声)

議長 ご異議はないようですので、議案第20号につきましては原案通り承認し県知事に申請いたします。  
続きまして議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
<第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、6 件ご審議お願いいたします。

議長 では、第 1 調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

中村調査長 まず第 1 項ですが、現地調査を行った結果、何ら問題はないとのことでございました。また、2 項につきましては、議案第 20 号で説明をいただきましたように、地元住民との話し合いの結果、調整池を作ることによって何ら問題はないと思われれます。次に 3 項ですがこれも分家住宅ということで何ら問題はないという意見でございます。また、4、5、6 項につきましては、現状無断転用、それを指導するという事で始末書をつけて第 5 条の申請となっており、何ら問題はないと思われれます。以上、調査会での調査結果をご報告いたします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございますか。  
(異議なしの声)

矢野委員 質問いいですか。26 ページの 5 条許可の件です。申請地は河川の直ぐ横になっています、私はこの道路の横をよく使うのですが、河川敷の合意は取れていますか。

事務局 河川敷は市の土地で、協議は整っております。

矢野委員 分かりました。

議長 いいですか。他にないですか。  
(異議なしの声)

議長 ご異議はないようですので、議案第 21 号につきましては、許可相当と決定いたします。  
それでは最後の議案となりますが、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局から説明願います。

事務局 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について  
<第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明(総括表による一括)>  
以上、36 件ご審議お願いいたします。

議長 　ただ今の説明等に関して、何かご質問はございますか。  
（異議なしの声）

議長 　ないようですので、議案第 22 号につきましては、原案どおりの意見と決定いたします。  
　　以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。  
　　本日の署名委員さんは、11 番の八木田委員と 12 番岩谷委員です。よろしくお願ひします。  
　　そのほかに何か、皆さん方からご質問等ございますか。

古海委員 　総会議案書の後ろに載っています、現地調査委員担当表のことですが、その中の名前が、1 回の人、2 回の人、3 回の人、0 回の人があります。どういう根拠で割当てとなっているのか、教えてください。

農地担当係長 　事務局の方から答えさせていただきます。第 1 調査委員会と第 2 調査委員会は、ほぼ半数に分けております。調査委員会の担当を割り振る際は、農業委員さんと推進委員さんのペアで組ませていただいております。そして、農業委員さんと推進委員さんのペアが順繰りに回るようにしていますが、農業委員さんと推進委員さんの人数が違いますので、この 1 年数ヶ月の間に、全く同回数というわけにはいきません。ほぼ平均的にならしてはおります。

古海委員 　17 回あって一人平均 2 回とすれば、1 回の人、3 回の人を 2 回にならせないものでしょうか。

農地担当係長 　もう一度精査させていただきます。

議長 　次回、改めて報告してください。よろしいでしょうか。  
　　他に何かございますか。

立岩委員 　長野地区に、農地を含めた莫大な開発計画があるようです。その範囲内に親戚が 4 軒あり、その親戚から今後のことを頼まれたのですが、農業委員会にどこまで話が来ているのかおしえてください。

議長 　事務局に情報が入っておれば、答えてください。

事務局長 　立岩委員がおっしゃられた案件ですが、小倉南区津田・長野地域の開発ということで県道沿いに大きな看板が立っておりまして、津田・長野地区区画整理再開発計画について準備組合が立ち上がっております。

その事務所から、あの一帯は農地が中心になりますので、農地転用の相談については前々から話がありました。今の時点だけで言えば第1種農地に当たりますので転用は事実上できません、という話を昨年来より差し上げています。ただ方向性としては、新聞の報道でも出ていますように、市街化、都市計画まであわせて見直す可能性がないか、を協議していると聞いています。

ただ、今の時点ではっきりいえますのは、農業委員会サイドとしては、農地転用としては第1種農地が変わらない以上できません、ということです。

それとは別の動きで、一部の地域において資材置場ができないかという話が、あのエリア一帯の中で個別の案件という形で来ています。それと区画整理が将来的には連動する可能性はあるのですが、今の段階では個別に判断します。県許可の案件になりますので県庁とも連絡を取りながら相対していくところです。今の時点で申し上げられることは以上です。

立岩委員

農業委員としての立場で頼りにされている中、いつどうなるか全く分からないので、農業委員会に來た情報を事務局はその都度教えていただきたいです。公的の場で話せる範囲で構いません。

議長

農業委員会に上がってこない限り、ここで曖昧なことは言えないと思います。会長している私も全く何も知らなかったことです。そういう事案が上がってくれば審議していく場ですから、その時に詳しいことがわかると思います。今の時点で、地元の寺岡委員と大迫委員は何か聞いていますか。

寺岡・大迫委員

聞いてないです。

議長

その時になれば地元委員にもご相談があると思いますので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

ないようですので事務局の方から連絡があればお願ひします。

事務局長

その他の項目で3点ご連絡いたします。まず1つ目は、今、委員の皆様方にお手数をかけております農地パトロールのことです。8月の総会時に図面等をお渡しして農地の見回りをお願いしております。あれから二ヶ月経ちますので、調査を済ませ報告いただいている方もいらっしゃると思います。が、新しく委員になられた方でどうしていいか分からないと、ご負担に思われている委員さんもおられるのではないかと考えまして、事務局職員が同行・応援させていただければと思います。日程調整して、合わせて遊休農地の仕事に取り組んでおります農政事務所の職員も入れて3者で、まだ、

現地に行っていない方、又はもう一度見回りたいという方は、この総会後でも、声をかけてください。我々の人数は限られていますので全部に答えられるか分かりませんが、なるべく日程調整して、農地パトロールの今年の分、終わらせていきたいと思ひます。

2つ目は、活動記録簿の提出についてです。新しい体制がスタートして二月半経ちますが、提出具合がよろしくありません。なるべく多くの提出をお願いします。と申しますのは、少し気が早いのですが、3年後新しい委員さんを選ぶ時には、市の考えとして、活動記録簿及び総会への出席状況等の採点のはっきり分かるデータを基にします。ただ、事務局の私としては、それは当然としてさらに、遊休農地の発生防止にどれだけ尽力されたか、農地の貸し借りにどれだけ汗を流したか、というような実のあることで評価していただきたいと思ひますが、客観的に見えるものとして必ず聞かれますので、メモ書きでも構いません、是非提出いただければと思ひます。

3点目は、研修会の開催についてです。北九東部、西部、遠賀、中間の2市4町で農業委員会の北九州支部を作っています。この支部で研修会を企画しています。日程と場所が決まりましたので、スケジュールの確保をお願いします。内容につきましては、先般の宗像ユリックスでの研修の復習になるかと思ひますが、「新しい農業委員会の役割について」の掘り下げた内容を県の農業会議から、もう一つ、農業の現場に関すること、米の生産調整が30年以降は新しい政策に変わっていくという内容の最新情報を県のJA中央会から、という予定です。以上3点のお知らせです。

議長

他になければ、第5回総会を終了いたします。お疲れ様でした。



上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成29年10月10日

議 長

---

署名委員 11番

---

署名委員 12番

---